

議案第 1 1 号

八幡浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 8 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

八幡浜市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）<u>第 7 2 条第 1 項</u>の規定に基づき、八幡浜市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 会議は、次に掲げる事項を<u>調査し、及び</u>審議する。</p> <p>(1) 法<u>第 7 2 条第 1 項各号</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 前号に掲げる事項のほか、児童福祉に関し、会議が<u>調査し、及び</u>審議することが適当と認める事項</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>又は</u>会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）<u>第 7 7 条第 1 項</u>の規定に基づき、八幡浜市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第 2 条 会議は、次に掲げる事項を<u>調査、</u>審議する。</p> <p>(1) 法<u>第 7 7 条第 1 項</u>に掲げる事項</p> <p>(2) 前号に掲げる事項のほか、児童福祉に関し、会議が<u>調査、</u>審議することが適当と認める事項</p> <p>(会長及び副会長)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき<u>又は</u>、会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

